

高第711号
令和4年10月21日

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金に係る申請期限の設定について

平素より、県の高齢者福祉施策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、介護サービス事業所・介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材等を確保し、職場環境の復旧・改善をするために必要となる経費について、標記の補助事業を実施しているところです。

こうした中、昨年度からの第6波、今夏の第7波に係る感染拡大により、当補助金の申請件数が大幅に増加してまいりました。

今後、当補助金に係る予算の執行管理上、円滑に交付できない状況になることを防ぐため、以下のとおり、申請期限を設けることといたしましたので、大変恐縮ですが、ご配慮賜りますようお願いいたします。

記

1 申請期限

感染発生等により補助要件に該当することとなった日が属する月	申請期限
令和3年度内及び令和4年4～9月	令和4年11月30日
令和4年10月	令和4年12月31日
令和4年11月	令和5年1月31日
令和4年12月及び令和5年1月	令和5年2月28日
令和5年2月	令和5年3月15日
令和5年3月	令和5年3月31日

※今後の感染拡大状況及び厚生労働省からの連絡により、変更になる場合があります。

2 留意事項

- 補助対象となる経費は、これまでどおり、補助要件に該当することとなった日以降3か月以内に発注又は支払いがあったものです。1の期限までに当該経費の金額が確定しない場合は、十分な金額を見込んだうえで、申請いただきますようお願いいたします。
- 当補助金の詳細については、県公式ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61550.html>)にてご確認いただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
-------------------------	--	--	--

係長	堀部	担当	小川
----	----	----	----

TEL	058-272-8298	(直通)
-----	--------------	------

FAX	058-278-2639
-----	--------------